

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

団体名 三鷹市

(単位:百万円)

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
36,250	0	1,382	37,633

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	57,644	53,986	3,658	1,904	755	41,505	
受託水道事業特別会計	2,130	2,130	0	0	—	—	
一般会計等	59,774	56,117	3,658	1,904		41,505	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	15,330	15,126	205	205	1,389	—	—	
下水道事業特別会計	3,876	3,856	20	20	1,055	10,313	5,652	
老人医療特別会計	1,248	1,201	47	47	75	—	—	
介護サービス事業特別会計	1,160	1,156	4	4	345	1,198	296	
介護保険事業特別会計	8,829	8,703	126	126	1,323	—	—	
後期高齢者医療特別会計	2,632	2,621	12	12	1,155	—	—	
公営企業会計等 計				412		11,511	5,947	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額／不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
ふじみ衛生組合	1,455	1,346	108	99	—	158	79	
東京たま広域資源循環組合	11,945	11,715	230	230	1,127	23,975	815	
東京市町村総合事務組合 (一般会計)	1,118	1,068	50	50	15	—	—	
東京市町村総合事務組合 (交通災害共済事業特別会計)	545	424	122	122	70	—	—	
東京都市収益事業組合	78	71	7	7	—	—	—	
東京都後期高齢者広域連合 (一般会計)	4,849	4,638	211	211	39	—	—	
東京都後期高齢者広域連合 (後期高齢者医療特別会計)	787,516	765,712	21,805	21,805	4,918	—	—	
一部事務組合等 計				22,523		24,133	894	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
財団法人三鷹市勤労者福祉 サービスセンター	1	362	300	47	—	—	—	—	
財団法人三鷹市芸術文化振興財団	7	584	500	298	—	—	—	—	
財団法人三鷹国際交流協会	3	547	500	41	—	—	—	—	
株式会社まちづくり三鷹	30	375	285	1	—	—	288	29	
三鷹市土地開発公社	0	9	5	45	—	12,828	—	—	※生活再建救済制度特別会計分4,731百万円含む
地方公社・第三セクター等 計			1,590	432	—	12,828	288	29	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,377	2,517	140
減債基金	0	0	0
その他充当可能基金	7,442	7,187	△ 255
充当可能基金 計	9,819	9,704	△ 115

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.55	5.05	1.50	△ 11.52	△ 20.00	下水道事業特別会計	—	—	—
連結実質赤字比率	4.38	6.15	1.77	△ 16.52	△ 40.00				
実質公債費比率	7.0	5.9	△ 1.1	25.0	35.0				
将来負担比率	48.1	37.8	△ 10.3	350.0					
財政力指数	1.27	1.26	△ 0.01						
経常収支比率	89.8	88.8	△ 1.0						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。

※平成20年度決算・平成19年度決算に基づく「実質公債費比率」と「将来負担比率」については、平成22年9月に修正